

共済事業のリスク遮断(兼業規制)について

兼業規制の趣旨

○ 他の事業の財務状況による影響を受けることを防ぐことにより、共済事業の独立した健全性を確保し、もって契約者を保護するもの

ご議論を踏まえての検討

生協の現状について



○ 生協は、組合員の相互扶助組織として、各種サービスを総合的に提供することが基本であり、これまでも共済事業と他の事業をそれぞれの事業の健全性を確保しながら兼業している事例が存在する。

農協にならい、単位組合については兼業を禁止しないことについて



○ 連合会(JA共済連)が共同元受で、かつ、支払責任を全額負っていることから、連合会のみ兼業規制が講じられていると考えられる。
○ 生協においては、同様の仕組みをとっていないので、農協法と同様の考え方はとれない。

完全な兼業禁止の代わりに、区分経理等で対応することの適否



○ 外部債権者との関係を考えて場合には、兼業を禁止することがより適当なのではないか。

対応案

○ 生協は、連合会、単位組合であるかを問わず、組合員のニーズに応じて各種サービスを総合的に提供しており、その意義は大きい。しかしながら、事業規模が一定以上の組合においては、利害関係人が多数かつ広範囲にわたるため、他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業に影響を及ぼした場合に契約者に与える影響は大きい。

○ したがって、再共済又は再々共済事業を行う連合会に加え、共済事業が一定規模以上の組合(単位組合及び連合会)は、他の事業を行うことができないこととしてはどうか。

その他

混合組合（地域・職域両要素の混合した組合）

前回までに委員から提案があった論点

- 職域生協と地域生協の混合組合を認めるべきではないか。

混合組合に係る検討会のご意見

【第2回検討会 服部参考人(トヨタ生活協同組合)ご意見】

2点目の区域関連につきまして2項目述べさせていただきます。まず1番目は、現行の生協法では、区分は職域あるいは地域の二者択一しかできないことになっております。生協法施行前に設立された幾つかの職域生協の中には、地域での事業を行っており、私どものケースでは発足当初の登記より職域と地域を併記しております。近年では中心市街地活性化に向けた取り組みも地元商業者とともに私どもは行っている状況であります。企業の病院が実態として地域開放されているように、生協も職域だけでなく、職域・地域混合型も選択できるようになってよいのではないかと考えております。

2番目の、母体企業の都道府県にまたがる事業展開と職域生協の対応について申し上げます。近年、母体企業が隣県や他県へ工場などを立地することが多くなってきております。それに伴い、多くの組合員が異動・転居となりますが、組合員からは工場内での食堂・売店だけでなく、本社地区と変わらない寮・社宅周辺での小型店舗サービスの要望もあります。地理的に近い隣県の場合は特に強く要望がございます。しかしながら、地域での購買事業を行いたくても現行法では難しい状況にあります。いずれにしても、職域・地域の区分と、地域が県域を越えられないという現行法について緩和措置をいただければと考えております。

【第4回検討会 品川委員ご意見】

それから、関連して、現在生協というのは地域か職域か、どちらかしかつけれないというふうになっております。昭和23年の配給制度を想定して、その受け皿ということで出発したことからそういう形になっているんですけど、地域生協が何らかの県域規制が残る場合は、職域生協とすぐ一緒にしてしまうというふうにはならないかと思いますが、地域生協と職域生協の混合組合ということは、職域生協が法律の5条ただし書きで、やむを得ない場合には県域制限を受けない扱いになっているのと同じように、混合組合についても5条の扱いを同じにすれば十分成り立ち得るのではないかと考えますし、ぜひ御検討いただけないかと思っております。